

新旧対照表

改正後					現行				
<p>作業環境測定機関事業報告書 (事業年度 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)</p>									
登録番号	-				(都・道・府・県分)				
機関の名称	(干)				作業環境測定士		技術職員	その他の職員	計
所在地	TEL FAX				職員数	第一種	第二種	(測定助手)	
登録を受けている作業場の種類 (第1号～第5号) (該当する号を全て記載すること)									
測定対象作業場		測定実施事業場数	延単位作業場数	延単位作業場の管理区分					
				第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分			
鉛物性粉じん・石綿 (別表第1号)	石綿								
	石綿以外								
放射線物質 (別表第2号)				/					
特定化学物質(金属類を除く) (別表第3号)	A・B測定	()	()						
	C・D測定								
金属類 (別表第4号)	鉛	A・B測定							
	鉛以外	C・D測定							
有機溶剤 (別表第5号)	A・B測定								
	C・D測定								
騒音 (騒音障害防止のための ガイドライン別表1、別表2)									
事務所 (事務所則第7条)				/					
分析に係る外部委託がある場合は、 その物質名を記入すること。									
備考									
<p>上記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 代表者 職・氏名</p> <p style="text-align: center;">殿</p>									
<p>別紙</p> <p>作業環境測定機関事業報告書 (事業年度 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)</p>									
登録番号	-				(都・道・府・県分)				
機関の名称	(干)				作業環境測定士		技術職員	その他の職員	計
所在地	TEL FAX				職員数	第一種	第二種	(測定助手)	
登録を受けている作業場の種類(該当するものを○で囲むこと)					第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
測定対象作業場		測定実施事業場数	延単位作業場数	延単位作業場の管理区分					
				第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分			
鉛物性粉じん・石綿 (別表第1号)	石綿								
	石綿以外								
放射線物質 (別表第2号)				/					
特定化学物質(金属類を除く) (別表第3号)		()	()						
金属類 (別表第4号)	鉛								
	鉛以外								
有機溶剤 (別表第5号)									
騒音 (騒音障害防止のための ガイドライン別表1、別表2)									
事務所 (事務所則第7条)				/					
分析に係る外部委託の有無 (該当するものを○で囲むこと)		有(物質名:) ・ 無							
備考									
<p>上記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 代表者 職・氏名</p> <p style="text-align: center;">殿</p>									
<p>(注) 1. 本報告書は、各作業環境測定機関の事業年度経過後3月以内に、登録を受けている厚生労働大臣又は都道府県労働局長へ提出すること。</p> <p>2. 本報告書は、測定を実施した事業場の所在する各都道府県別に作成すること。</p> <p>3. 測定対象事業場数、延単位作業場数及び延単位作業場の管理区分については、委託を受けて測定の一部のみを実施した場合の数は含まない。</p> <p>4. 職員数は、各作業環境測定機関の事業年度経過時の入数を記入すること。</p> <p>5. 該当のないものは当該欄に斜線を引くこと。</p> <p>6. 特定化学物質に関する測定実施事業場数及び延単位作業場数欄の()には、管理濃度の設定されていない物質に係る事業場等を内数として記入すること。</p>									

改正後

現行

(裏面)

- (注) 1. 本報告書は、各作業環境測定機関の事業年度経過後3月以内に、登録を受けている厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出すること。
2. 本報告書は、測定を実施した事業場の所在する各都道府県別に作成すること。
3. 測定対象事業場数、延単位作業場数及び延単位作業場の管理区分については、委託を受けて測定の一部のみを実施した場合の数は含まない。
4. 職員数は、各作業環境測定機関の事業年度経過時の人数を記入すること。
5. 該当のないものは空欄とすること。
6. 特定化学物質に関する測定実施事業場数及び延単位作業場数欄の()には、管理濃度の設定されていない物質に係る事業場数を内数として記入すること。
7. 「A・B測定」の欄には作業環境評価基準第2条第1項による評価結果、「C・D測定」の欄には作業環境評価基準第4条による評価結果の件数を記入すること。